

平成 28 年 1 月 29 日

大山町議会議長 野口俊明様

議席番号 15 番 大山町議会議員

西山富三郎



一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

(質問予定時間 60分)

質 問 事 項 と 要 旨	質問の相手
<p>1. 名和小学校に土俵場の設置を</p> <p>名和小学校では校内相撲大会を毎年開催しているが、土俵場がない。歴史は古く、元庄内学校で、昭和 43 年 10 月 5 日 P T A が作業を行い、土俵場を作り、10 月 10 日に土俵開きを行った。鳥取県相撲連盟会長から土俵場の設置、土俵開きにあたり、優勝旗の惠贈を受けている。同時に庄内小学校 O B から優勝カップ 6 個、教育委員長から行司の軍配の寄贈も受けている。</p> <p>名和小学校は平成 18 年 4 月 1 日に名目統合をした。校舎は元庄内小学校が西校舎、元光徳小学校が東校舎であった。平成 19 年 4 月に実質統合している。この間、校内相撲大会を開催している。最近では地域の方々がボランティアで参加をし、行司役をつとめていただいている。</p> <p>学校も当日は参観日とし、保護者の参加も多く、地域と密着した行事となっており、定着している。</p> <p>(1) 土俵場の設置を望む声が多い。実現してほしい。</p> <p>(2) 相撲道は、日本の国技として心技体の修養を旨としている。認識は。</p> <p>(3) 教育は、知育、徳育、体育といわれている。相撲をはじめ、学校教育とスポーツ活動との関係は。町内各学校のスポーツの振興の状況は。</p>	<p>町長</p> <p>教育委員長</p>



(注) 的確な答弁が得られるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育委員長、農業委員会、選挙管理委員長、監査委員等とする。

質 問 事 項 と 要 旨	質問の相手
<p>2. 障害者差別解消法施行を前に</p> <p>「合理的配慮」という言葉を聞いたことがありますか？</p> <p>障害を理由とする差別を禁止する「障害者差別解消法」が4月に施行されるが、そのキーワードです。社会生活を送るなかで、障害者が不都合を感じないような工夫をしてほしいと要望があった時、必要な配慮をすることを「合理的配慮」といいます。</p> <p>このような合理的配慮を「しないこと」は、障害者差別解消法で禁じられている差別にあたります。</p> <p>合理的配慮は、行政は義務、つまり配慮しなければなりません。民間事業者は義務ではありませんが、努力しなければなりません。ただ、合理的配慮は際限なくしなければならぬわけではなく、あくまで重すぎる負担にならない範囲とされています。</p> <p>(1) 合理的配慮の例をあげたガイドラインを作っていますか。認識は。</p> <p>(2) 教育・交通・医療・・・対象が広い配慮は。</p> <p>(3) 合理的配慮の説明を、学校など、店舗や施設、病院等に規定を相談しているか。</p>	<p>町長</p> <p>教育委員長</p>

(注) 的確な答弁が得られるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育委員長、農業委員会長、選挙管理委員長、監査委員等とする。